

児童虐待地域で防ごう

防止強化のため法律の一部改正



子どもの未来みんなで大切に

行つ身体的
性的・心理
的虐待を保
護者が放置
すること、
また、児童
の目の前で
配偶者に対
する暴力ド
メスティッ
ク・パयो
レンス)を
ふるうこと
なども、児
童虐待に含
まれること
になりました。

児童虐待の通告義務を拡大
虐待の事実が明らかでなくとも、通告する義務が生じることになりました。

「児童虐待の防止等に関する法律」が四年前に施行され、これまで、さまざまな児童虐待防止活動が行われてきました。しかし、今でも子どもの生命が奪われる事件が多発するなど深刻な状況が続いています。そこで、防止策を強化するため、法が一部改正され、十月一日から施行されました。

主な改正点

人権侵害の明記

虐待が児童の人権を著しく侵害するものであるとともに、将来の人格形成に大きな影響を与えることが明記されました。

児童虐待の定義の見直し
保護者以外の同居人が児童に

連絡・相談先	
機関名	電話番号
市役所家庭児童相談室	223-4148
保健センター	223-8844
県中央児童相談所	261-1000
ぐんまこども相談センター	263-1100 0120-783-884
前橋警察署	252-8991
前橋東警察署	243-8989
子ども人権110番	243-0760

行政の責務

国や地方公共団体の責務や、警察との連携が強化されるなど、虐待を受けた児童への支援や心のケアが新たに加わりました。

虐待の連絡と相談

同じ地域に住む人が、近隣の子どもたちに関心を持ち、「子どもを見守る地域づくり」を進めることが虐待防止に大きな力を発揮します。

「親が子どもをたたく」「暴力的な言葉を浴びせている」「極端に不潔な服装で生活させている」「泣き声が頻りに聞こえる」など、虐待が心配される家庭が近くにあるときは、上表の機関、または地域の民生・児童委員や主任児童委員へ連絡・相談を。なお、連絡者のプライバシーは守られますので安心して状況を教えてください。

児童虐待防止ネットワーク会議の設置

本市では、平成十四年九月から児童虐待の予防・早期発見・対応などを行うため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される児童虐待防止ネットワーク会議を設置。情報交換や「児童虐待防止マニュアル」の作成など、関係機関が連携を深めながら児童虐待防止に取り組んでいます。

問い合わせは児童家庭課
890 6277へ。

12月18日に「グリーンドーム劇場」

吉本弁当座とお笑いバトル

吉本弁当座前橋公演「花形の涙は透き通ったブルー」

「グリーンドーム劇場」で、吉本興業の若手による劇を開催します。

日時 12月18日 午後1時30分

会場 12月18日 午後1時30分

出演 仲吉、森頭、一番星ほか

入場料 千円(当日は千二百円)

前売り 市役所地下売店などで販売中

お笑いバトルの出場者募集

吉本弁当座と同時開催する素人お笑いバトルの出場者を募集します。人数・年齢・性別・ジャンルは問いません。入賞者には温泉ペア宿泊券などをプレゼントします。

申し込み 12月10日 までに所

18区画を随時募集

市有地を先着順に売り払い

九月の一般公募で申し込みのなかつた市有地を随時、売却しています。物件は、総社町四丁目など、市内各所に十八区画で、先着順です。詳しくは「売り払いのご案内」をご覧ください。

案内の配布 執務時間内に市役所管財課 区画整理第一課 区画整理第二課、水道局総務課へ物件 所在地 日吉町四丁目・朝日町三丁目・文京町三丁目・

問い合わせは管財課 890 6657へ。

問い合わせは同館 235 2000へ。

同四丁目・南町二丁目・三俣町一丁目・新前橋町・下石倉町・総社町四丁目・上小出町三丁目・荒牧町・田口町 面積 一八・七平方 (五・六五坪) 四六二・三九平方 (一三九・八七坪) 価格 八十八万八千八百二十九円 二千五百九十九万二千九百五十七円

問い合わせは管財課 890 6657へ。



プロ顔負けのお笑いバトル